

# 公 募 公 告

令和 8 年度国家公務員共済組合連合会 熊本共済会館へのサービススタッフの紹介に関する基本契約を締結する者を公募することとしますので、希望する者は応募資格確認書類を提出願います。

令和 8 年 3 月 5 日

国家公務員共済組合連合会熊本共済会館  
契約担当者 総支配人 倉科一郎

- 1 件 名 サービススタッフ紹介業務契約
- 2 契約期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 3 応募資格 次に掲げる全ての資格を満たしている者であること。
  - ① 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者に該当しない者であること。
  - ② 申込日から起算して 3 か年以内に経営状況又は信用度が極度に悪化していない若しくは不正行為を行っていないと認められる等、適正な解約履行が確保される者であること。
  - ③ 有料職業紹介事業又は一般労働者派遣事業について、厚生労働大臣の許可を受けている者。
  - ④ 本件の契約実績として、ホテルとの取引実績があること。
- 4 応募内容  
ホテルバンケット等でのサービスを行うスタッフの紹介業務
- 5 応募方法
  - (1) 提出書類配付 令和 8 年 3 月 5 日から 3 月 25 日までに当社ホームページからダウンロードするか当社総務課において配付します。なお、本件に係る説明会は行いません。
  - (2) 提出する書類
    - ① 【当会指定様式】応募申込書（様式 1）
    - ② 【当会指定様式】秘密保持誓約書（様式 2）
    - ③ 【当会指定様式】暴力団排除に関する誓約書（様式 3）
    - ⑤ 見積書
    - ⑥ 有料職業紹介事業許可証（写）
    - ⑦ ホテルとの取引実績が分かるもの
  - (3) 提出方法 封書の表に「提出書類在中」と記入のうえ、書留郵便（必着）又は持参にて提出願います。  
提出期限 令和 8 年 3 月 28 日（土）17：00 必着
- 6 提出先 熊本共済会館（KKR ホテル熊本）  
総務課 後藤秀徳 電話 096-355-7932

- 7 契約者 原則として応募資格のある者と契約するが、提出した書類に不備等があった応募者は当方から通知のうえ応募を取りやめて頂くことがあります。また、応募者が多数となった場合には、別途、調整する場合があります。
- 8 その他 本契約に係る留意事項は次のとおり
- ① 当会の定める職業紹介に関する契約書又はサービススタッフ派遣基本契約書に基づき、契約を履行できる者。
  - ② 原則、就労責任者を1名配置することができる者。
  - ③ 当方で必要とする人員の申込に対して、不足人員のないよう 対応出来ること。
  - ④ 常備者以外のスタッフ申込みについては、宴席等予約状況に応じて、原則、5日前に人員を決定し依頼いたします。
  - ⑤ 当会規定 「食中毒予防マニュアル」「標準作業書」「ノロウィルス感染対処フロー」を遵守すること。

令和 年 月 日

応募申込書

国家公務員共済組合連合会 熊本共済会館 御中

令和 8 年度国家公務員共済組合連合会 熊本共済会館におけるサービススタッフの紹介に関する基本契約に係る公募公告に基づき、応募します。

法人の名称（商号）：

所在地：

代表者名：

<担当者の連絡先等>

所属・役職	
氏名	
住所	
電話・FAX 番号	
E-mail アドレス	

**【提出書類】** … 漏れがないか **レ点を記入すること**

- ①応募申込書    ②秘密保持誓約書    ③暴力団排除に関する誓約書  
④見積書  
⑤有料職業紹介事業許可証（写）  
⑥ホテルとの取引実績が分かるもの

**提出期限（令和 8 年 3 月 28 日まで）**

## 秘密保持誓約書

\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、国家公務員共済組合連合会熊本共済会館サービススタッフの紹介に関する基本契約（以下「本件」という。）の秘密保持に関し、熊本共済会館（以下「甲」という。）に対し次のとおり誓約します。

（目的）

第1条 本秘密保持誓約は甲が本件において開示した情報の秘密保持について誓約するものです。

（秘密情報）

第2条 本誓約において、秘密情報とは甲から乙に対して明確に秘密と指定されて開示される本件の仕様書等の情報で、公には入手できない情報とします。

（適用除外）

第3条 前条にかかわらず、本誓約に関して次の各号に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。

（1）公知の情報

（2）甲から乙が開示を受けた後、乙の責によらないで公知となった情報

（3）開示について甲の書面により事前の許可がある場合

（秘密保持）

第4条 乙は、甲から開示された秘密情報を甲の事前の書面による許可がない限り、秘密情報を第三者に対して開示または漏洩しません。

（目的外使用の禁止）

第5条 乙は、秘密情報を本件のために必要な限りにおいて利用できるものとし、事前に甲の書面による許可を得ない限りは、本件以外の目的には一切使用又は利用しません。

（損害賠償）

第6条 乙が本誓約に違反して秘密情報を外部に漏洩したり、外部に持ち出したことで甲が損害を被った場合には、甲は乙に対して損害賠償を請求し、かつ、甲が適当と考える必要な措置を執ってもかまいません。

（情報の返還）

第7条 乙は、本件終了後には甲から開示・提供を受けた秘密情報を甲に返却し、または甲の事前の承認を得て作成した複製物を廃棄します。

（協議事項）

第8条 本誓約に定めのない事項に関しては、別途甲と協議の上、円満に解決を図ります。

誓約日 令和 年 月 日

乙

法人住所

法人名

代表者名

Ⓜ

## 暴力団排除に関する誓約書

誓約日 令和 年 月 日

国家公務員共済組合連合会熊本共済会館 殿

法人住所

法人名

代表者名

⑩

弊社は、本誓約書作成日以降効力を有する貴会館とのすべての取引（契約書等書面のあ  
るものに限らない）について、下記の事項を誓約します。

- 1 弊社は、弊社または弊社の役員もしくは従業員（弊社の業務に従事する者を含む）が、  
暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特別知能暴力集団等その他これに準じ  
る者に該当しないこと、及びこれらの者と密接な関わりを有していないことを表明し保  
証します。
- 2 弊社は、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要  
求行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為その他これらに準ずる行為を行わないことを  
表明し保証します。
- 3 前2項に違反した場合、貴会館が、何らの通告なしに、直ちにこの契約の全部または一  
部を解除できることを承諾し、異議を唱えません。
- 4 貴会館が、第1項及び第2項に反する恐れがあると認め、当該事項に係る報告を求めた  
場合は、弊社は指定された期日までに報告書を提出します。この場合、貴会館が判断に  
要する相当期間、契約上の義務の履行を停止することを承諾します。